



『ライドシェア新法』を加速させるな！

－規制改革推進会議でライドシェア議論－

4月24日(水)、規制改革推進会議の『地域産業活性化 ワーキング・グループ』が開かれ、ライドシェアに関する議論がなされた。22日(月)に開催されたデジタル行財政改革会議では、岸田首相からタクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度についての論点を整理し、5月中に規制改革推進会議に報告する様に指示が出されている。

ワーキンググループでは、今月から東京・神奈川・京都で順次実施され始めた『自家用車活用事業』の状況について国土交通省やタクシー事業者から報告がなされた。まだ始まったばかりであり、登録ドライバー数や稼働台数、運行回数について、今後どの様に推移をしていくのか、またどの様な課題が見えてくるのかについて十分な実績の積上げと検証をするための期間が必要である。この事業の許可対象となる地域も今後広がっていくとされており、まだまだこれからであるにもかかわらず、ライドシェア議論だけが次の段階に進められようとしている。

そもそも『自家用車活用事業』はコロナによる乗務員不足のため、一時的にタクシーが不足しているとされている部分の補完的措置のはずだ。それにもかかわらず、この事業の実施と並行してタクシー事業者以外の者が参入可能な『ライドシェア新法』の議論を進めることは、タクシー事業者と運転者が地域公共交通の崩壊を食い止めるために、これまで必死に尽力してきたことや利用者の安全を蔑ろにすることに他ならない。

事業者の中には業務委託や請負契約による運行形態を認めるべきとの声もある。タクシー事業者とそこに雇用された運転者による運行でなければ、持続可能で安全な地域住民の移動の足を守ることに責任は持てないはずだ。

全自交は、新たな利権を獲得しようとする一部の者らと闘い、真に必要とされる地域公共交通であるタクシーを守るためこれからも全力を尽くす。